

## 2024年度 山形市の消費者トラブル

～光回線・電気・定期購入の契約トラブルや不審なメール・電話の相談が多かった～

心配な時、困った時は、消費生活センターにご相談ください！

### ◆光回線と電気の乗り換え契約トラブルが前年度対比で倍増した。

ここが重要！



- 「料金が安くなる」と強調されても、うのみにしないようにしましょう。
- 乗り換えは契約内容を十分に検討し、判断しましょう。
- 光回線は「初期契約解除制度(※)」で、電気の乗り換えは電話勧誘販売・訪問販売での契約をした場合、「クーリング・オフ」で契約解除ができます。

### ◆「SNS広告」や「お得なクーポン」をきっかけとした定期購入トラブルの相談件数が多かった。

ここが重要！



- 「SNS広告」や「お得なクーポン」をうのみにせず、契約内容をしっかり確認しましょう。
- 通信販売には「クーリング・オフ」がありません。
- 「最終確認画面」や「SNS広告」の画像は保存しましょう。

### ◆フィッシング詐欺や架空請求、個人情報の抜き取り等、不審な電話やメール等も後を絶ちません。

ここが重要！



- 不審な電話やメールは無視することが重要です。
- 契約先をかたるメールが届く場合があります。届いたメールからURLにアクセスせず、安易に個人情報やカード番号を入力することは避けましょう。

※一定の範囲の電気通信サービスについて、契約書面の受領日を初日とする8日間が経過するまでは、利用者の都合のみにより契約を解除できる制度です。



### 山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1霞城セントラル3階  
〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時  
〈相談専用電話〉023-647-2211

消費者ホットライン188もご利用ください

山形市公式 LINE  
にて毎月センター  
情報を配信中です



【国民生活センターFAQ】  
トラブル解決を支援する  
情報が提供されています

